

経 済 労 働 委 員 会 記 録
＜第2号＞

平成26年第2回沖縄県議会（2月定例会）

平成26年3月10日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 2 号>

開会の日時

年月日 平成26年 3 月 10 日 月曜日
 開 会 午前10時02分
 散 会 午前11時43分

場 所

第 1 委員会室

議 題

- 1 乙第24号議案 沖縄県農業構造改革支援基金条例
- 2 乙第28号議案 沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 3 「本委員会の所管事務に係る予算事項の調査について」の審査日程について（追加議題）

出 席 委 員

委 員 長	上 原	章 君
副 委 員 長	砂 川	利 勝 君
委 員	座喜味	一 幸 君
委 員	翁 長	政 俊 君
委 員	新 垣	哲 司 君
委 員	仲 村	未 央 さん
委 員	崎 山	嗣 幸 君
委 員	玉 城	満 君
委 員	玉 城	ノブ子 さん

委員 儀間 光 秀 君
委員 喜納 昌 春 君

委員外議員 なし

欠席委員

瑞慶覧 功 君

説明のため出席した者の職・氏名

農 林 水 産 部 長	山 城	毅 君
農 政 経 済 課 長	仲 村	剛 君
商 工 労 働 部 長	小 嶺	淳 君
雇 用 政 策 課 長	又 吉	稔 君

○上原章委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

乙第24号議案及び乙第28号議案の条例議案2件を議題といたします。

なお、ただいまの議案2件は、3月6日の本会議において、先議案件として本委員会に付託されております。

本日の説明員として農林水産部長及び商工労働部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第24号議案沖縄県農業構造改革支援基金条例について審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

山城毅農林水産部長。

○山城毅農林水産部長 乙第24号議案沖縄県農業構造改革支援基金条例を御説明します。

本議案は、農用地の利用の効率化及び高度化並びに農業の生産性の向上を図るとともに、農業構造の改革を促進することを目的として、基金を設置するた

め、条例を制定するものであります。

議案の概要としては、1、基金の設置目的。2、基金に積み立てる額、基金に属する現金の管理等。3、基金の処分について等が条例で定める主な内容であります。

なお、基金を活用する事業としては、農地の中間受け皿となる県段階の農地中間管理機構の整備及びその活動を支援する農地中間管理機構事業や、農地の集積に協力する地域や所有者等に対する協力金を交付する機構集積協力金交付事業などとなっております。

次に、基金条例に関連して、農地中間管理機構事業について、仲村農政経済課長から補足説明させていただきます。

○仲村剛農政経済課長 補足説明は、お手元にお配りしました資料2枚を参考に進めさせていただきます。

それでは、当該基金を財源として実施します農地中間管理機構事業について御説明いたします。先に農地中間管理機構事業の概要、続きまして当該基金を活用する予算の概要について説明させていただきます。説明に入ります前に、新たに農地中間管理機構事業が創設された背景とその目的について、少しお話しさせていただきます。国内の農業環境は、農家の高齢化、担い手などの後継者の不足、営農規模はある程度拡大するものの狭小で分散した農地、遊休農地や耕作放棄地などの増加などが相まって、これら多くの課題をできるだけ早期に解決する必要に迫られております。その解決を図る施策として、これから御説明いたします農地中間管理機構事業が創設されまして、農業経営の規模拡大、農地の集団化、効率化、新規就農者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、それにより農業の生産性の向上に資することを目的としております。本基金は、そのための財源として位置づけられるものでございます。

それでは、お手元の資料で説明を続けさせていただきます。A4横のカラーの資料上段は、農地中間管理機構事業の概要説明となっております。高齢化で離農する農業者などの農地を、農地中間管理機構が借り受けを行います。ここで農地中間管理機構と申しますのは、この事業の主体を担う組織として、県知事が県に1つに限り指定する団体のことでございます。沖縄県におきましては、公益財団法人沖縄県農業振興公社を機構に指定する準備を進めているところでございます。農地中間管理機構は借り受けした農地の集積や集約化、必要に応じて条件整備等を行い、公募に応じた担い手農家に知事の認可、公告を経て貸し付けを行います。貸し付けする農家が決まるまでの間は、機構がその農地を

保全管理してまいります。県に1つの機構だけで、県下全域でこの業務を適切に行うことは難しいことから、各市町村と緊密に連携をとって対応することが不可欠でございます。具体的には、県知事の承認を得て機構業務の一部を市町村等に委託することができるようになっております。以上を要約しますと、新たに設ける農地中間管理機構が市町村などの関係機関と連携・協力しながら農地を借り受けし、集積・集約、必要な条件整備等を行い、公募により担い手農家に貸し付けを行う一連の業務となっております。

この一連の業務は、資料下段にありますように、当該基金を活用して、事業主体別に事業を実施することになっております。

一番左側の1つ目が、市町村が事業実施主体となっている機構への農地の出し手に対する機構集積協力金となっております。その内訳としまして、地域に対する地域集積協力金、個々の出し手に対する経営転換協力金、それと耕作者集積協力金がございます。

2つ目に、中ほどの県と農地中間管理機構が実施主体となります農地中間管理機構事業は、主に借り受けた農地の賃料、貸し付けまでの間の農地の管理保全等を執り行う事業となっております。

3つ目が右側の事業でございまして、農業委員会が行う農地集積・集約化の基礎業務への支援事業となっております。具体的には農地台帳などの電子化がございます。

これらの事業を実施するための財政的支援として、国の補助金を財源とする当該基金が県に設置されるものでございます。全額国庫で積み立てる当該基金は、平成25年度の補正予算と平成26年度当初予算を合わせまして、5億4063万5000円が予定されております。当該基金は運用益ではなく、取り崩し型の基金となっております。お配りしました資料では、資料下段で星マークのついた箇所が、当該基金を活用して行う農地中間管理機構事業となっております。基金を活用します事業は、市町村と農業委員会が事業主体の事業では全額基金を充当することができますが、農地中間管理機構事業については補助残分の3割を県の一般財源で手当てしながら事業を行うこととなります。

お配りしました資料の2枚目は、少しわかりづらい資料で恐縮ですが、農地中間管理機構事業の基本には、平成24年度から各市町村が作成しております人・農地プランが位置づけられていることを御説明しております。地域集積協力金の地域設定や、担い手への農地の配分計画の決定などに当たっては、地域における農業者の徹底した話し合いを積み重ねて作成し、見直しを重ねていく人・農地プランが非常に重要な役割を担っております。

以上、簡単ではございますが、農地中間管理機構事業の補足説明でございま

した。

○山城毅農林水産部長 以上で、議案に関する説明を終わります。
御審査のほど、よろしく願いいたします。

○上原章委員長 農林水産部長の説明は終わりました。
これより乙第24号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 まず最初に、農地中間管理機構の受け皿である公益財団法人沖縄県農業振興公社はどういう組織ですか。

○山城毅農林水産部長 現在の公益財団法人沖縄県農業振興公社については、農地保有合理化法人一復帰後、国のほうで農地の流動化、担い手に集積するために、各都道府県に設置している組織でございます。これまでは農地の売買一合理化事業に基づいて農地を買い取って、買い受け者を特定して、売買で流動化を進めていくという業務を担っていた組織です。

○座喜味一幸委員 基本的に、今までやっていた各市町村の農業委員会、そして合理化事業を推進してきた農政行政団体が進めてきたことに、新たに農地中間管理機構を設定することによって、どのような動きが出てくるのか。その辺はどうなりますか。

○山城毅農林水産部長 これまでは農地保有合理化法人、あるいは農業委員会を含めて、連携しながらやってきているところはあるわけですが、流動化そのものが現実的には余り進んでいないという状況があります。先ほど、農政経済課長からも背景の説明がありましたが、全国的にも担い手に対する集約率というものが50%しかないわけです。沖縄県はさらにおくれて約24%程度の担い手に対する集約しかないということで、ある程度は進めたのですが、なかなか進まないという状況がございます。また、今もう一つ進めているものが人・農地プランということで、2年ほど前から国で、集落ごとにこの話し合いをして、担い手を位置づけて、この担い手に農地を集約していくという一集落ごとで話

し合いをして担い手に農地を集約する人・農地プランというものもつくらせています。そのときに言われていたことは、中間となる受け皿があれば非常に流動化が進むのではないかということもありまして、今回そういう意味で農地中間管理機構ができたという背景があります。そうしますと、農地中間管理機構が公的な機関ですから、出し手から機構が借り受ける。借り受けたものを担い手に貸し付けるということが出来ます。そのときに、農業委員会と市町村との役割分担になるわけですが、農業委員会は従来から農地の情報を集約しております。情報を持っておりまして、農業委員会が情報収集したものとの連携と、それから市町村が集落をまとめて指導していますので、農地中間管理機構が市町村に農地を配分するという、人・農地プランの計画を一農地を借り受けて貸し付けるときの利用計画の素案を、機構が市町村にお願いして、市町村で素案をつくっていただいて、それを機構が受けて決定します。機構で決定したものを、今度は県に申請して、県で認可することによって利用権が移ると。従来の利用権の設定につきましては、農地法でしたら第3条の手続を踏まえて、農業委員会を通して個々の取り組みをしないといけないという制約がありましたが、今回は機構を通して、機構が県の認定を受けることによって権利が移動するというので、非常に簡素化された状況があります。そういう連携をしながら取り組んでいく、変わってくるということです。

○座喜味一幸委員 非常に農家というのは土地に対する執着が強くて、いろいろな遊休地、個人と個人で貸借契約を結ばずに貸したりということで、なかなかそういう動きがない、動かないというのが沖縄の実態だと思っているのです。最終的には、地域は農業委員会できえも余り当てにならないような、土地を貸したら返ってこないような意識が強くて、市町村のレベルでもなかなか動かないのが、この農地中間管理機構ができることによって、農家は何を安心して流動化が進むのかというのが、なかなか見えないのですが、その辺はどうですか。農地中間管理機構を通すことによって、何が農家に対してメリットになるのか。

○山城毅農林水産部長 農地中間管理機構は、県が出資している公的な機関ですので、貸すほうとしては安心して公的機関に貸すことができるということと、もう一つ、賃貸料については間違いなく、公的機関ですから支払いがもらえますというような安心感がまず出てきます。もう一つは、この事業を実施するときは一従来なかなか進まないというのはそういう手当、インセンティブを与えるところが少なかったのかということもあって、今回、先ほどの基金の事業、基金を一国庫を投資しながら、インセンティブを与えながら進めていくという

ことがありますので、出し手農家についても10アール当たり幾らかの支援交付金が支給されるというメリットがあります。そういうメリットを活用しながらやっていくということになるかと思えます。

○座喜味一幸委員 確認ですが、農地中間管理機構から流動化に対して、貸し付ける農家側―地主に対して交付金が出るということですが、幾らぐらい出るのですか。

○仲村剛農政経済課長 機構集積協力交付金の内訳として3つありまして、先ほど御説明したとおり、地域に対する集積協力金と、個人に対する経営転換協力金、耕作者に対する集積協力金があります。まず、地域集積協力金ですが、これは人・農地プランの策定地域や集落など、境界が明確な一定の地域の全農地面積のうち、機構へ一定の面積以上の貸し付けを行った場合に、その地域に対して交付される交付金となっております。平成27年度までの2カ年間の交付単価については、集積の割合が一先ほど言いました地域の全農地面積のうち2割から5割までの農地を機構に貸し付けた場合、10アール当たり2万円。5割から8割になった場合には10アール当たり2万8000円。8割以上に達した場合には10アール当たり3万6000円が当該地域に対して交付されるものです。

続きまして、経営転換協力金といいますのは、高齢化などによりリタイア、もしくは土地利用型の農業と集約的農業を複合的にやっている農家が、経営転換で集約農業に専念して、土地利用型の農地について機構に預けるといったような場合、あと、農地を相続して2年以内の人が、機構へ10年以上の期間を設定して農地を貸し出し、さらにその農地が機構から担い手へ貸し出された際に交付される仕組みとなっております。交付額は、貸し出しする農地の面積に応じて次の3段階に設定されております。0.5ヘクタール以下の場合、1戸当たり30万円。0.5ヘクタールから2ヘクタールの場合、1戸当たり50万円。2ヘクタール以上の場合、1戸当たり70万円が給付されます。なお、経営転換協力金については、自給用農地を除く所有農地の全てを機構へ貸し出すことが要件となっておりますので、農業を続けながら、要するに販売農家として農業を継続しながらという場合は、基本的には要件を満たさないという扱いになります。

耕作者集積協力金というのがありますが、これは機構が借り受けした農地に隣接する農地で、みずから耕作する農地を機構に貸し付けた所有者、または農業を行っていない所有者が農地を機構に貸し付けた際に、当該農地を耕作していた農業者に対し交付されるもので、いずれも期間は10年以上の貸し付けの要

件となっております。交付額については、平成27年度までの2カ年間は10アール当たり2万円に設定され、面積に比例して交付されます。ここら辺の概要がわかりづらいところがありますので、先ほどお配りしました補足説明資料の2枚目、中ほどの③、耕作者集積協力金というのがあります。その段にA、B、Cというように農地が隣接してある場合に、既にAとCが機構に貸し付けられていた場合に、Bの耕作者が新たに機構に貸し付けをして、Bの方はほかの農地を機構から借り受けるという形で、A、B、Cが1人の農家の方の農地として利用できるようになる貸し付けを行った場合に支払われる基金—協力金となっております。

○座喜味一幸委員 先ほどの確認だけですが、戸当たり30万円、50万円、70万円。これは規模の大きさによらずに戸当たりの支払いになるのですか。

○仲村剛農政経済課長 先ほど言いましたように、面積が0.5ヘクタール以下の場合には30万円です。ですから0.1ヘクタールでもいいです。0.5ヘクタールから2ヘクタールの場合には1戸当たり50万円ということです。その間にあれば……。基本的にはリタイアする農家のためのインセンティブになるような協力金です。ただ、先ほど言いました転換の場合もありますので、営農しながらどちらかの農業、複合的農業の場合、どちらかをやめるという場合も該当します。

○座喜味一幸委員 委員長、今説明を聞いたのですが、この要領の一覧表のようなものができていたらぜひいただけると、みんな理解がしやすいかと思います。

最後に1点だけ。この事業をすることによって、農地法の弾力的運用というか、法人経営—これから農地を借り受けて合理化して農業を進めていく上での借り受け者としては、農業の法人化された経営者、もしくは企業等の6次産業を含めた受け口というものを育てていかないと、農業生産の向上というのが図れない。そして、その企業の中で地域の雇用を吸収していくという大きな仕組みができないといけないと思うのですが、その辺の農地法との絡み、あるいは企業経営受け口としての、機構を通しての可能性、そういうものの説明をお願いします。

○山城毅農林水産部長 まず、機構から借り受けできる担い手の基準ですが、1点目には認定農業者及び認定農業者の水準の到達者ということで、認定農業者と申しますのは、所得350万円以上を目標として経営改善計画をつくって、

市町村で認定を受けた農家。ですから、所得350万円を目指す農家がございます。そういう認定の水準に達している者、それから集落営農をやっている者。で、認定就農者。これは新規就農で認定するときに就農の計画を認定された方で新規就農者の認定就農者。あと、基幹産業の受託者ということで、基幹の農作業の受託をメインにしている方々ということが要件にございまして、当然法人についても認定農業者の中に入ってきますので、基本的に法人でも350万円以上の所得の確保を目指しているものは、これに該当いたします。そういう意味では、そういう担い手を我々も育成しながらそこに集約していくと。その場合に借り入れしたい場合、まずは地域の人・農地プランの中に集落の話し合いでもって位置づけてもらうということが重要なことだと思いますので、その辺も市町村と連携しながら、担い手を育成しながら地域でもって話し合いしてもらって、そこに位置づけをしてもらうという取り組みをしていきたいと考えております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣哲司委員。

○新垣哲司委員 農業の担い手が少なくなって、遊休地を生かそうということの大きな目的は、できるだけ法人化に持っていこうという、そういう組織づくりなのですか。組織化が並行しているのですか。事業の目的自体が。

○山城毅農林水産部長 基本的には担い手に集約すると。担い手の基準が、先ほど申し上げましたように、法人もございしますが、制度的には認定農業者というのが一国で350万円以上の所得を目標とする者について、市町村に経営改善計画を認定していくと見えてくるわけです。そういう人たちに農地を集約していく。国は50%の集約率になっているのですが、10年間で80%まで、そういう法人とか認定農業者あたりに集約していくことをございます。

○新垣哲司委員 今確かに各農村地帯においても、遊休地がたくさん出てきて担い手がいなくなって、そして法人組織にのきなさいという、こういう指導のもとで進めていますよね—いろいろな意味で。だから、300坪とか600坪ぐらいの方々は、実際、全部法人に貸しているのですよね。そして、このようにやっているのですが、これは農業委員会からも実は進めていますでしょう、地域によっては。皆さん方と農業委員会はどのように連絡をとっていますか。例えば、今言うように、資料の2枚目の、仮にAとCが既に機構に貸し付けられていた

場合、Bの農地耕作が対象になるとあるでしょう。これを少し説明してくれますか。

○仲村剛農政経済課長 AとCが既に担い手の農家が機構を通して耕作をしている畑で、真ん中に別の方が農業をされているということで、経営規模としてはAとCの面積を足した分にはなっているのですが、実際の機械化とかそういう農作業の場合には間にBがあるということで、結局農作業が阻害される状況で今農業をしているわけです。それを個人の相対ではなくて、公的な機関であります機構が間に入りまして、Bの方から一旦農地を機構に預けていただいて、機構が現在AとCの農地を耕している担い手の方に農地の貸し付けをすると。Bの方は、離農される場合もあるでしょうし、ほかの農地に移りたいと—Bの方が、例えば、同じようにほかの場所で農地があって、これが分散している場合も集約する形で機構がお手伝いをするという形で、それぞれの担い手が農地を集約・集積しながら、規模拡大のメリットを生かしていくというような仕組みを、機構で行っていくという形になります。

○新垣哲司委員 では、これは合理化しようとすることに對する基金を出すと、そういう組織ですね。わかりました。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 石垣島の場合だと企業有地が相当あるのですが、企業有地が相当遊休化していますよね。そういうところも対象になるのですか。

○山城毅農林水産部長 基本的には企業有地を公社が借り受けできれば、その遊休化している土地を耕作できるような状態にして、地域の集落で人・農地プランに位置づけてもらって、貸し付けの対象にするということはできます。あともう一つは、公募でやりますので、企業がもしかしたら法人化して、自分たちも手を挙げてくる可能性はあるかと思うのですが、そこは地域で話し合いをしてもらうということになります。

○砂川利勝委員 企業がなかなか貸さなくて、そのまま遊休地になっているのが現実なのです、今。そこはやはり、中間管理機構というのは相当積極的に動いて対応していただけるのですか。

○山城毅農林水産部長 まず、先ほどの農業委員会の役割の中にもう一つ、遊休化している所有者に対して意向調査をすることができるようになっていきます。意向調査をして、これを耕作するかしないかという確認をして、本人が耕作はしないということであれば、そこを協議して、機構に貸し付けるようにということの指導をしていきながら手続を踏んで、機構に貸し付けてもらうという仕組みに変わってきていますので、そういうやり方でもってうまく改善できるかと思います。

○砂川利勝委員 基盤整備するのですが、基盤整備は全部、この機構がやっていただけるのですか。

○山城毅農林水産部長 基盤整備については、従来やっている公共の基盤整備はそのままです。ただ、この機構ができる範囲というのは、農地を借り入れたときに、ある程度面的集約をしながら貸し付ける必要がある場合には、簡易なものについてはできるようになっていますが、そこはハードの事業と連携しながらうまくハードの事業と絡ませながら、そこに担い手に集約していきながら貸し付けをするという意味で、連携しながらやっていきますので、そのほうが効率的かと思っております。

○砂川利勝委員 例えば、ハードを入れる場合に、これは持ち主が負担するのですか。それとも借り手側が負担して整備させるのですか。土地を持っている所有者がやるのか、借りる側が負担金を出すのか。

○山城毅農林水産部長 事業に参加する時点になるかと思いますが、機構が借り受けしている場合は機構が整備負担しますので、当然機構のほうになりますし、まだ借り入れる前で、基盤整備した後に機構が借り受けて貸し付ける場合には所有者になるかと思いますが、その負担金の持ち方というのは、また出てくるかと思います。

○砂川利勝委員 この予算の根拠ですが、どれぐらいを解消しようという考えがあるのですか。面積的なものはどのぐらいですか。

○山城毅農林水産部長 国は50%から80%を全国的に目標にしているということですが、沖縄県は集約率が23.8—約24%ですので、2.5倍の56%まで10年間

に集約するという事で国に了解をもらってしまして、それを年間で単純に割った中で、年間1400ヘクタール程度の流動化に向けての予算措置をしていただいているということです。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 担い手集約率が約24%というのですが、分母は一農業をやっていない土地が分母になっているのですか。農地なのだけでも、実際営農をやっていない土地を分母としているのですか。全農地を分母としているのですか。

○山城毅農林水産部長 全農地を分母にして、耕作する方が、先ほどの認定農業者に位置づけられている人たちの要件があります。350万円以上の所得を目標とするような人たちに集約されている面積がこれだけで、それ以外は小規模農家がたくさんいるという概要になります。

○翁長政俊委員 本当にこれだけあるのですか、24%。新しい担い手が生まれたり、農業の面積を大きくしようという方々が、皆さん方がやってきた一農業振興公社を中心にして集約してきたのが24%もあるのですか、現状。

○山城毅農林水産部長 この内訳は、先ほどの認定農業者一行政的に認定をして取り組んでいる農家というのが1491経営体です。それ以外の集落営農が6組織。それから認定就農者ということで、これから就農して認定を受け取る方が326組織で、その他が3935経営体になります。合計で5758経営体です。

○翁長政俊委員 これだけの皆さん方が集約化して、今、沖縄で農業を新しく展開なさっているのですか。

○山城毅農林水産部長 現時点で農地を利用しているということです。

○翁長政俊委員 大変これはいいことで一遊休農地を担い手が目標を持ってやるということは大変いいことなのですが、これは全国的なもので、農業関係のいろいろなものを見ていると、ファームを地域でつくって、そこの地主の皆さん方からファームの会社が土地を借り入れて、土地代をこれから払って一土地

代を払っていく原資が何かというと、地域全体で興したすぐれた担い手がいて、この人たちがやる営農によって上がってきた収益が地主に還元されていき、また、ここで上がってくる生産物を、地域の皆さん方を雇って一つの企業体として動かしていく。これが理想的な地域農業のあり方だろうと思うのです。そういったものを目指してやっていかれるだろうと思っていますが、今言われている集積協力金の説明がありました。これは土地代とは別途なのですか。土地代はどうなっていますか。

○山城毅農林水産部長 土地代については、別途機構に予算措置されていますので、それは適正な従来の賃貸料でもって借り受けます。借り受けて、担い手に貸し付けるときには同等の賃貸料で貸し付けるとい、初期のものは国庫が適用されるということでございます。

○翁長政俊委員 これはいい制度というか、至れり尽くせりでいい制度ですが……。それと、集約された後、仮に担い手がこれを集約して借り受ける。その後沖縄県がここで営農させる。要するに、メニューやこういったものを目指していけば収益率が上がって行って、沖縄の農業が足腰の強い、今言う年収300万円とか400万円とか、地域によっては100万農家もありますし、そういった方向を目指させようということだろうと思いますが、その先のプランというのはきちんとでき上がっているのですか。いわゆる土地の集約化は進めるけれども、その出口の、農業をやっていく皆さん方が、きちんとかいようなプランでやれば一いわゆるモデル事業のような形でやれば、一つの産地化のようなものをつくっていけば、一つの大きなブランドのようなものができて行って、それが農業自体を非常に強くするという、その先が見えないのです。その先はどうなっているのですかと。こういった計画を農林水産部としてはきちんと持っていて、こういう集約ができたらかいような形で展開していくという一つのブランドデザインのようなものが農業にないと、先が見えないのです。集約だけはするけれども、実際にここでやる農業が野となれ山となれでは話にならないわけです。ここで何をやるかなのです。何をどういう目標でどういうものをしていかうと、沖縄の農業として考えているかと。ここの部分が重要なのです。

○山城毅農林水産部長 今21世紀ビジョン基本計画に基づいて、21世紀農林水産業振興計画を我々は策定しております。その中で、沖縄ブランドの確立ということで、それぞれの園芸品目を含めて、拠点となる産地を育成していくと。そこを県で認定しながら一例えば、ゴーヤーであれば糸満のゴーヤーの産地と

して、ある程度の規模があれば拠点産地と認定していったら、そこに必要なハウスとか資材とか、農家が必要なものが出てきますので、そこを集中的に支援していく、技術的なものも支援していくということで、産地をつくり上げていくものはつくってございます。そのときに問題になっているのは、農地の移動がなかなか進まないというのが一つの課題でありましたので、そこは機構の事業を活用しながら、うまく進めていければ、我々が目指しているブランドの拠点産地というのはつくっていただけるものと考えております。

○翁長政俊委員 これは農地中間管理機構そのものと連動はするのだけれども、正直、ずっと私は皆さん方の意見を聞きながら、産地化とか、やれブランドとか、いろいろなことを長らく聞いてきました。しかし、土地の集約ができないからそうだろうというのが理由ではないはずなのです。これも一つの要因ではあるけれども、もっと農業にはいろいろなうまくいかない理由があって、それを一つ一つ解決していかないとうまくいかないはずなのです。一つの条件として、この農地中間管理機構をつくって用地を集約していくというのがそうだろうと。ただ、これだけやりさえすれば物事がうまくいくなどというのは、とんでもない話ですよ。長らく沖縄の農業が食べられない農業—若い人たちがなぜここにつかないか、担い手にならないかという、土地がないからではないのです。農業をやっても食べられないからなのです。食べられない、子育てができない、農業をやっている。だから、みんな離農していくわけです。だからここに一つの大きなモデルのようなものをつくって、本当に若い人たちがここで農業をやることによって、家庭を持って子育てができて、将来も見られるというような、何か沖縄県としてのモデル事業のようなものをきちんと見せてくれないと。農地中間管理機構をつくって物事を進めていっても、これだけでは足りないと思うのです。部長、これは実際どうなのですか。そこがうまくあいに連動していないと、幾らこれをやったって物が前に進まないのではないかという危惧を持っているものですから、こういう話をさせてもらっているのです。

○山城毅農林水産部長 今の沖縄県の課題は、例えば園芸品目。園芸作物をつくれば高収益性ですから、ある程度の目標としている350万円、500万円はすぐにできる要素があります。ただ、その中で課題になっているのが、台風とかの気象災害がありますので、我々はそれについては、一括交付金を使って災害に強いハウスの整備ということで、どんどん災害に強い産地をつくり上げようということで、まず施設を導入していきます。あと、そこに技術的なものが出て

きますので、技術で単収を上げないといけないわけですね。そこをやるためには単収を上げる。その単収を上げるための技術の開発も研究センターでやりながら、指導していく。なおかつ県外に出すときに輸送費のコストの問題がありますので、それも支援しながら、それで産地をつくり上げていって強化していくと。あわせて、基盤整備をしながら、水がないとそういったものはできませんので、そういった事業も進めながら、総合的に進めながら産地をつくり上げていくということを進めています。その一環として、今回の機構の農地の集約化と受けとめています。

○翁長政俊委員 部長、正直、土地改良をやったところでも遊んでいるところがあるし、皆さんが補助金を出してきちんとしたビニールハウスをつくっても放置している現場をたくさん見てきているのです、私たちは。こういうことをやったとしても離農する人たちがいるのですから、それは何なのかという話なのです。だから、根本から農業というものをもう一度見直して、本当の意味で農業をやっている若い人たちが飯が食えるという環境をどうつくっていくかです。これは全国的な課題なのですが、特に沖縄でもそれが言えているだろうし、そういった農業一地に足が着いた、現場がわかる農業をやっていないと。本来であれば、これは農協が担い手のところをきちんとやらないといけないところが、どうもそういう営農指導やそういったものに力を注いでいくのを随分やめている。農林水産部自体もそこに力が及ばなくなっているのではないのかという心配を持っているのです。そういう意味では、この農地中間管理機構をつくって農地を集約して、ここでしっかり働いて一年収350万円といったら大したものでしょう。若い人たちが300万円の年収をとれる仕事が、サラリーマンをやっているかといったらないですよ。こういう魅力のある、汗をかいて働けば飯が食えて子育てができるという将来プランができるシステムというのは、ぜひつくってあげてください。それをやるのが大事だと思います。そのための一つの方法として、この農地中間管理機構というものがあるべきだし、それを活用して、成功例をぜひつくって行ってください。

○山城毅農林水産部長 せっかくですので、拠点産地の考え方が一まずは市町村があり、普及、JA一出荷団体がございます。その地域で市町村と出荷団体と普及と連携しながら、協議会をつくらせているのです。それはお互いの役割分担を明確に位置づけながら、それぞれの役割分担でもって産地をつくり上げていくという取り組みをしていますので、その中で間違いなく、委員がおっしゃるような350万円、500万円を上げている農家は各地区に必ずいるわけです。

そこの中で話し合いをしながら、この人の技術を平準化させていくという取り組みを我々はしていますので、失敗する方というのは、技術的などころを間違えたり、追いついていけないというところもあります。そこをみんなで共有化しながらレベルアップさせていくという、そういう組織的な取り組みをしていますので、そういうやり方でもって広げていきたいと考えております。しっかりそこはやっていきたいと思えます。

○翁長政俊委員 農地中間管理機構とは直接連動しないのですが、畜産は県農業のリーディング産業だと言われているのです。今、外国にどのくらい出しているかという、10トン前後ですよ。牛にしてみても、10トンぐらいいし出し切れなんでしょう、現実には。その現状は何なのだという話です。1つは農業する皆さん方に資本的な力がないから肥育牛ができないという理由になってはいるだろうけれども、一つ一つ拾ってみれば問題が出てきますから、足腰が強い農業をつくらせるという意味においては、もっともっと研究していく必要があるだろうし、その中枢にいるのが皆さん方なのですから、ぜひそこは現場にどんどんおりにいって、物事の本質を見きわめていくということをやらない限り、私はどうも農業の現状というのは衰退していくのではないかと非常に心配を持っています。以上です。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 このモデルの前提が借り受け、貸し付けということで、借り受けが前提になっているのですが、買い上げということは想定はないのか。つまり、それは売りたいという人がいないということなのか。そこら辺は一買い上げということはモデルにはならないのですか。

○山城毅農林水産部長 従来の合理化法人は売買をメインにしていたものから、それよりは借りたほうが動きやすいということで、借りるのをメインにしているわけですが、従来の売買についても事業としては残しておりますので、一緒にやるというスタンスです。

○仲村未央委員 では、買い上げをした場合も似たような基盤整備とか、そういった条件整備については公社とかで別メニューでやっているのですか。買い上げをして集約化する場合の担い手に、それをさらに貸し付けていくという事

業は、同じようなモデルで基盤整備等もやっているのですか。

○山城毅農林水産部長 今やっているのは、畜産の草地については買い上げて、草地整備をして担い手に貸し付けるということはやっています。

○仲村未央委員 この基盤整備ですが、今見てみると土地改良をやったり、基盤整備を過去に国庫を入れたりしてやっているとところも放棄されている状況がある。そういうところも含めて、基盤整備事業というのは、先ほど初期のものだということではありましたが、そういうものは過去にやったところも同じように基盤整備は入れられるのですか。

○山城毅農林水産部長 基本的に今やっているのは、基盤整備をやったところで遊休化している畑については、耕作放棄地協議会を今、各市町村でつくって、そこも国庫の補助金をいただいて、借り受けて新規就農者に貸し付けるという前提で、ある程度耕作できる状態にしてから貸し付けるという支援をしております。土地改良の中に一例えば、この地区が10年、20年ぐらい前に基盤整備をして、再整備が必要だということであれば、全部また再度やり直しますので、それは該当します。

○仲村未央委員 人・農地プラン—各市町村が課題を集約したものを、皆さんはさらにそれを集約している状況なのですか。把握されていますか、各市町村から上がってきている状況というのは。全県的なトータルの状況は把握されているのですか。

○仲村剛農政経済課長 昨年の12月末現在ですが、県内で今、人・農地プランが作成されているのは31市町村で、実際に対象となる市町村は35市町村ありますので、4市町村がまだ未作成です。地区数にしますと、現在102の地区で策定済みとなっております。

○仲村未央委員 例えば、地域ごとの特徴ですね。圧倒的に耕作放棄地の課題を有しているという特徴がある地域、例えばヤンバルとか、それなりの特徴があると思うのです。そこら辺はどのように課題を整理されていますか。

○仲村剛農政経済課長 人・農地プランは、今委員がおっしゃるように各市町村がそれぞれの地域の現状を反映したものでプランが作成されておまして、

離島であったり、確かにヤンバルの山間地の部分になりますと、やはり担い手が少ない、耕作放棄地が多いとかという現状がありますので、それを地域だけでは解決できないという部分については、今回、機構で農地の借り受け希望者は公募をかけますので、場合によってはよその市町村、さらに県外からも応募があり得るわけです。そういったものを地域の人・農地プランの中では、将来この農地、集落でどういう営農を展開していきたいかということ、このプランの中に落とし込んでいただくと。こういう人に農業をしてほしい、こういう方に集落で農業を担ってほしいというものを具現化するもの、それが今回の農地中間管理機構事業になるものだと理解しております。

○仲村未央委員 つまり、聞きたいのは、先ほど集約率が24%、これを2倍、56%まで上げていこうというときの、この機構を立ち上げる時点で、やはり地域に今までのように同じように任せていたらなかなか進まないということでこれが出てきたと、先ほどから聞こえるわけです。そういう意味では、今、人・農地プランで集約されている状況、地域の特徴、課題、この二、三年はここを集中的にやっつけようとか、そういう戦略性のようなものが県の農政としてあるのかということなのです。例えば、ヤンバルの課題—私たちが目にするところだけでも、改良を入れてもほとんどあいていますよね。ああいうところは非常に目につくわけです。そういう水もある、基盤も整備されたところで、なり手がいないという環境を、農政としてはどうしていこうかというところが、押しなべて全国的な仕組みがあるから、順々に手が挙がったら順次やっつけようという程度のことなのか、集中的に地域にてこ入れをしていこうといった、そういう戦略があるのかと思って聞いているのですが、いかがですか。

○山城毅農林水産部長 委員のおっしゃるとおり、全体を押しなべてやると見えてこなくなるところもございますので、我々としては各地区ごとに、地域ごとにモデル地区を設定して行って、そこは集中的に他のモデルとなるようなものをまずはつくり上げていこうということは、今考えております。

○仲村未央委員 どの地区というのは言えないですか。

○仲村剛農政経済課長 どの地区をモデル地区にするかということ、各市町村と、機構になることを調整している農業振興公社と意見を交換しており、例えば、北部ですと名護の天仁屋地区であるとか、竹富町であるとか、そういった具体的な地区について課題を整理しながら、モデルになり得るのかどうか、

市町村の協力体制とか、そういったものも加味しながら、現在、モデル地区の選定を作業として進めているところです。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 今回の質疑とも関連するのですが、各市町村ごとに人・農地プランというのは策定するのですか。

○仲村剛農政経済課長 市町村1つでつくる場合もありますし、集落単位でつくる場合もあります。ですから、名護市や宮古島市のように大きな市町村については、旧市町村であったり自治会単位であったりと、それぞれの地域の実情を踏まえて、プランの単位を作成しております。

○玉城ノブ子委員 この人・農地プランを策定するに当たっての課題として、各市町村でこういう課題があるというような、具体的な市町村からの意見というのはいろいろ出ていますか。

○仲村剛農政経済課長 正直に申し上げて、十分まだ捉えられていない課題も残っているように思いますが、現状で既に高齢化が進んでいて後継者が十分でないとか、耕作放棄地が既に多く発生しているという問題点といったものは見えてきております。

○玉城ノブ子委員 やはり、その市町村ごと、地域ごとの課題を皆さん方がきちんと掌握して、その課題をどう解決していくのかということ、具体的に市町村と連携をとったプランの作成といいますか、今後具体的にどのように展開していくかとなった場合の取り組みが必要だと思うのですが、これはどこかで皆さん一先ほど協議会も立ち上げてということがありましたが、そういう連携をとり合って話し合える場所の設定はしているのですか。

○仲村剛農政経済課長 人・農地プランをベースにして、将来この農地を借り受けて農業をしていく方のベースを一基本的な考え方をつくっていただいて、それを機構は農地の借り受け希望者ということで、インターネットなどで公募をかけます。公募に応じて来た皆さんのそれぞれの要望を、人・農地プランの考え方と照合して、それで農地の配分計画というのをつくることになります。

この配分計画を決定するのは農地中間管理機構ですが、やはり地域の実情を一番よく理解しているのは当該市町村、集落ですので、それぞれの市町村に対して、機構は農地配分計画の作成案をつくってくださいということで、一応要請することになっております。その要請に応じて、市町村で人・農地プランなどをベースにした配分計画をつくっていただいたものを、機構で再度精査をした上で計画案を決定します。決定した計画案が県知事に申請されます。県知事が最終的に認可をして、公告の手続をとることによって、農地配分計画に沿った農地の利用権の設定がなされるような仕組みとなっております。

○玉城ノブ子委員 地域、地域によって具体的な問題点とか課題とかはあると思うのです。ですから、そこら辺を皆さん方がどう吸い上げて、各市町村ごとの農業をどう振興させていくのかということについて、具体的な取り組み、協議というものが必要だろうと思うのです。問題は、先ほどもありましたが、この地域、この地区ではどういう農業を発展させていくのかということを県がつかんでいって、農業発展基盤—展望ある計画をどう作り出していくかということは、県が市町村と連携をとり合った計画というのが必要になってくるのではないかと思うのですが、ぜひそういう意味では……。

○山城毅農林水産部長 我々も21世紀農林水産業振興計画をつくって、10年後の目標として、これだけの生産を伸ばそうということで、市町村とすり合わせしながら、連携しながら共有化した計画で進めていますので、しっかりそれは取り組んでいきたいと。あわせて、今の人・農地プランを策定するときも、各地区ごとに県と普及、市町村が一緒になって進捗状況も確認しながら、連携しながら進めていますので、そのようにして組織的に市町村と一緒にやっていきたいと考えております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 先ほど、360の小規模の経営体があって、農地中間管理機構を立ち上げることによって、それ以外の経営体の規模が拡大されて、耕作放棄地も解消されて農業生産が上がると。ある面いいという感じ—沖縄の農業が発展すると聞こえるのですが、いろいろなブランドもそうですし—中にはマンゴーとか共同でやっている姿もあるが、皆さんが先ほどから言っているように、貸し付けて集団で農業をさせて上がるでしょうと言うのですが、そこが利用す

る側一担い手側のメリットも含めて聞いたのですが、そういった意味では、今この農地中間管理機構を立ち上げて、皆さんが思うように実現性はあるのですか。要するにそう思ってきていると思うのですが、実際上は農地中間管理機構を使って農業生産が上がっていくということの期待というか、希望というか、それを持っているべきですよ。それはどうですか。

○山城毅農林水産部長 我々が新規就農者を育成するときに、一番の課題ということで、やりたいけどと言われているのが、農地が確保できないというのが一番の課題ということで現場からよく聞くわけです。そうすると、その農地を個々の新規就農者が自分で探すというのはなかなか難しいところがありますので、そこは今高齢化が進んでいる中で、リタイアも出てきますから、そこは農地中間管理機構で借り受けて、そこに新規就農者がうまく入っていけるような仕組みがとれますので、そういう意味ではうまく担い手を育成できていけるかということと、もう一つはこれだけ国が予算措置をしてくれていますので、そのメリットというのをうまく活用する。この活用の仕方を我々は問われてくると思いますので、そこをうまく市町村も含めて、現場で利用できるような仕組みを説明しながら一緒にやっていけば、ある程度進むのかと一進めていきたいという気持ちや願望を持って取り組んでいきたいと思います。

○崎山嗣幸委員 若手の就業者の育成事業もどんどんやっていると思うのですが、皆さんがそういう機構を立ち上げるときに、それぞれの若手の、農業をしようとか、活用しようという飛びつくような期待といいますか、今のメニューだけではなかなかイメージがわからないのです。それはできますということとはわかるが、皆さんがどれだけ宣伝といいますか、できますよということをやらないと、今聞いている話ではいいような話を聞くのですが、そういう担い手といいますか、どんどん出てくるかということが気になるので、そこはぜひPRも含めて、また実現性も含めて努力したほうがいいかと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第24号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○上原章委員長 再開いたします。

次に、乙第28号議案沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

小嶺淳商工労働部長。

○小嶺淳商工労働部長 それでは、商工労働部所管の議案につきまして御説明いたします。

まず初めに、議案の御審査に当たりまして、商工労働部で用意いたしました配付資料の御確認をお願いします。

資料1といたしまして、平成26年第2回沖縄県議会（2月定例会）乙号議案説明資料。資料2といたしまして、平成26年第2回沖縄県議会（2月定例会）乙号議案説明要旨。この2点が商工労働部で用意いたしました資料となります。

議案の御説明に当たりまして、資料1、平成26年第2回沖縄県議会（2月定例会）乙号議案説明資料に基づいて進めさせていただきますが、議会配付資料平成26年第2回沖縄県議会（定例会）議案資料の該当ページについても御案内いたします。

それでは、乙第28号議案沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

資料1の1ページをお開きください。

議案書については、88ページとなっております。

本議案は、雇用拡大や従業員の賃上げ、正規化、定着支援といった処遇改善を図ることを目的として、新たに創設された「地域人づくり事業」を実施するとともに、基金の設置期間を平成28年3月31日まで延長する必要があることから、条例の一部を改正するものであります。

議案書の88ページをお開きください。

附則に規定してありますとおり、この条例は公布の日から施行する予定です。

説明は以上となります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより乙第28号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 今回の目的が正規化と賃上げということなので、賃金の実態のところのデータをお示しいただきたいと思いますが、まず今、沖縄県民の働く人たちの年収の200万円未満の推移を一就業構造基本調査ですか。5年ごとの調査があると思いますが、そこで変遷をお示しいただけますか。

○又吉稔雇用政策課長 就業構造基本調査の平成19年の200万円未満の雇用者数が31万6200名で、直近の平成24年の調査結果が33万6800名となっております。

○仲村未央委員 有業者に占めるパーセンテージでお示しいただきたいと思うのですが。

○又吉稔雇用政策課長 パーセンテージを申し上げますと、平成19年が49.9%になっております。平成24年が51.8%という結果になっております。

○仲村未央委員 さらに区切って年収150万円未満となると、今言う有業者に対する年収150万円未満の割合というのはどれぐらいになりますか。

○又吉稔雇用政策課長 平成19年が36.9%、平成24年が38.4%となっております。

○仲村未央委員 そうなると、有業者に対する半分以上、51.8%が200万円未満所得ということになりますね。沖縄で働く人の半分が200万円未満と。中でも150万円未満をさらに区切っても、やはり所得の低さというのはむしろ5年前よりも2012年のほうがふえていると。この傾向はずっと一所得の低さというのは、有業者に対する200万円未満も150万円未満もふえる傾向にずっとありますが、これについては非常に深刻だと思われるわけです。いわゆるワーキングプアという言葉が一時期非常に表面化しましたがけれども、この年収200万円未満、150万円未満、ひいては100万円未満というデータのどれを見ても、ずっと年収は下がりっ放しという状況がありますが、このあたり、さらに全国と比しても有業者に対する半分以上が200万円未満ということになってくると、ど

のように手を打っていくのだということが非常に大きな課題なのかというように感じますが、そのあたりはいかがですか。

○小嶺淳商工労働部長 確かに、これまで非正規の割合が多い、あるいはそれ以上にもっと深刻なのが多分ギャップですね。これはまたふえてきている。これまで失業率が高いと、それから求人倍率も0.3ぐらいの状況だったわけですね。なかなかそういう状況では、そういう雇用条件、雇用環境を改善するのはなかなか難しかったというのが事実としてあると思います。新規求人倍率が2月続けて1を超えましたけれども、裏を返すと最近逆に人手不足ということが言われていますけれども、そういう状況になってくると企業も競争になってきますから、そういう意味では雇用環境、今後改善するのではないかと、いい方向にいくのではないかと。それともう一つは、やはりサービス業は全国を見てもどうしても非正規が高くなりがちというのは事実ですよ。そういう意味では、製造業といえますか、割合に正規が比較的多いような産業もあわせてつくっていくということが必要かと思っています。

○仲村未央委員 今おっしゃるように、どうも県民所得の低さ、有業者の51.8%一約半分以上が200万円未満ということを裏づけるように、非正規雇用の割合が、先ほどの就業構造基本調査からも大きく上がってきているということがデータからも見受けられると思いますが、そのあたりを5年比較で、先ほど言った年と比べていただけますか。非正規雇用者の割合。

○又吉稔雇用政策課長 同じく就業構造基本調査で見ますと、平成19年の沖縄県の非正規雇用率が40.8%で、平成24年が44.5%という結果になっております。

○仲村未央委員 その中で男女の比もあると思うのですが、男女比でいうとどれぐらいからどれぐらいに上がっていますか。

できれば、正規の割合が何%から何%に落ちて、非正規の割合が何%から何%に上がっているところを裏返してデータがあると思いますので、両方示していただけますか。

○又吉稔雇用政策課長 まず、非正規率で、平成19年の女子が66.1%、平成24年の女子が73.3%。次に、男子の非正規率で、平成19年が33.9%、平成24年が41.4%。これの裏返しで、今度は正規率です。女子の平成19年が34.9%、平成24年が26.7%。男子の平成19年が66.1%、平成24年が58.6%となっております。

○仲村未央委員 もう一つ知りたいのですが、若年層です。恐らく、この就業構造基本調査では、15から34歳で区切っていると思うのです。そこの非正規の割合がどれぐらいに上がって、正規がどれぐらい下がっているのか、若年者で比較できますか。

○上原章委員長 休憩いたします。

(休憩中に、後ほど資料として提供する旨の確認がされた。)

○上原章委員長 再開いたします。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 今ざっと比較を見ただけでも、非正規—全体の男性で41.4%—4割を超えると。女性においては73%ということになると、前回も66%で非常に高いわけですが、さらにこれが10ポイント近く進んでいるということで、これが先ほどの所得の低さにそのまま反映しているのかというような、この2つのデータを比較するだけでも、やはり所得の関係と働き方の正規、非正規というのは非常に連動性があるのではないかと見られるわけです。このことと、今提案の基金を活用しての目的は正規化、賃上げということですが、どのようにこれが有効に作用するのか。そこら辺をお示しいただけますか。

○小嶺淳商工労働部長 これまでの緊急雇用創出基金というのは、量といえますか、雇用の数を確保しよう、率を上げようということがあったと思いますが、今回の新しいものについては、企業収益を上げることを支援するものです。いろいろな売り上げ、マーケティングとか。その上で、そういった雇用環境に反映させるという助成金です。処遇改善プロセスと呼んでいます。在職者賃上げとか正規化、定着支援といった処遇改善を目的とするような、企業収益を上げるような支援です。そういったことが新しいメニューとして入っております。

○仲村未央委員 企業収益を上げるといっても、これができたら先ほどの傾向はとまるはずなので、これがどのように今回画期的なのか、従来ベースなのか、そこら辺は何か違いがあるのですか。

○小嶺淳商工労働部長 販路開拓とか人材の育成、非正規労働者の生産性拡大

に向けたコンサルティングとか、そういう意味では企業の経営といいますか、売り上げといいますか、それを上げないと雇用環境が改善しませんので、そういったメニューが新しく入ってきたということです。

○仲村未央委員 これは基金ですので、予算委員会でもさらにこの件をお尋ねしていきたいと思っておりますが、基本的に今の低賃金構造は、企業収益が原因ということになっているのですかね。皆さんの今の分析の中で、5年ごとの調査を見ても、ずっと年収は下がりっ放し、雇用形態は非正規率が上がりっ放しというこの状況は、皆さんは何が課題だと認識をして、今、労働行政をやっているのでしょうか。

○小嶺淳商工労働部長 企業収益もそうですが、求人倍率が低かったわけです。そうすると企業としても人を採る競争というのが、そういう意味で余りなかったということが、やはり一番大きいのかと思っております。いろいろ産業振興、給与取得も含めて、いろいろな受け皿をたくさんつくることで、ようやく新規でいうと1を上回るようになっていきます。現実には人手不足になっているものから、人の採り合いであったり、あるいは賃金が上がったりという現象がようやく出てきました。これは求人誌の調査などでも、対前年度、コールセンターでたしか12.何%でしたか、賃金が上がって、ほかのリゾート関係でもたしか対前年度で9%ぐらい上がっていて、そういう現象が出てきています。あと、これは近々また表に出ると思いますが、コールセンターなどでもそういう非正規社員を正規化するという動きが近々出ていると聞いていますが、これもそういう意味では人手不足になっているので、ある面雇用者から見ると売り手市場といいますか、そういう状況になりつつあるというのは我々も感じているところです。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第28号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○上原章委員長 再開いたします。

議案の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決の方法などについて協議)

○上原章委員長 再開いたします。

乙第24号議案沖縄県農業構造改革支援基金条例及び乙第28号議案沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例の条例議案2件について採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの条例議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第24号議案及び乙第28号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、予算特別委員長から依頼のあった「本委員会の所管事務に係る予算事項の調査について」の審査日程についてを議題に追加することについて協議を行い、議題に追加することで意見の一致を見た。)

○上原章委員長 再開いたします。

予算特別委員長から依頼のありました「本委員会の所管事務に係る予算事項の調査について」の審査日程については、休憩中に御協議いたしましたとおり

議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。
審査日程についてを議題といたします。
休憩いたします。

(休憩中に、審査日程について協議した結果、別紙審査日程案のとおり行うことで意見の一致を見た。)

○上原章委員長 再開いたします。
お諮りいたします。
審査日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。
以上で、本委員会に付託された先議案件の処理は全て終了いたしました。
次回は、3月13日 木曜日 午前10時から委員会を開きます。
委員の皆さん大変御苦労さまでした。
本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 上原 章